

○柏市浄化槽保守点検業者登録条例

平成19年12月26日

条例第59号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者 次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(登録)

第3条 本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録（次項に規定する更新の登録を含む。）の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏

名)

- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
- (5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

- (2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

（平24条例5・一部改正）

（登録の実施等）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知するものとする。

3 何人も、市長に対し、登録簿の閲覧又は謄本の交付を請求することができる。

（登録の拒否）

第6条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する者であるとき又は第4条第1項の申請書若しくは同条第2項の添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

日から2年を経過しない者

- (2) 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
- (4) 第12条第1項の規定により事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知するものとする。

(平24条例5・一部改正)

(変更の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出及び登録の失効)

第8条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市の区域内における浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者で

あった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

- 2 浄化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第3条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(浄化槽管理士の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第3条第2項の有効期間ごとに、浄化槽管理士に対し、その資質の向上のため、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。
- 5 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかにその旨を当該浄化槽の浄化槽管理者及びその者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(令2条例7・一部改正)

(標識の掲示)

第10条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名（法人にあつては、その名称）、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第11条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第12条 市長は、浄化槽保守点検業者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第9条第1項から第3項までの規定に違反したとき。

(5) 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分を受けた者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者の登録が効力を失ったときは、その登録を抹消するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検の業務に関する報告を求めることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の営業所その他の浄化槽保守点検業の用に供される施設に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、申請又は請求の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第3条第1項の登録を受けようとする者 1件につき30,000円

(2) 第3条第3項の更新の登録を受けようとする者 1件につき28,000円

(3) 第5条第3項の登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1通につき300円

2 既に納付した手数料は、返還しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第17条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 偽りその他不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

(令7条例8・一部改正)

第18条 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (2) 第11条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (3) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた浄化槽保守点検業者の登録（本市の区域を含む区域をその営業区域（県条例第4条第1項第4号に規定する営業区域をいう。）として県条例第5条第1項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿に登録されたものに限る。）であって、この条例の施行の際現に効力を有するもの（県条例第3条第3項の規定によりなお効力を有することとされたものを除く。）は、この条例の

相当規定によりなされた浄化槽保守点検業者の登録とみなす。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年4月1日までにこの条例による改正前の柏市浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項の登録（同条第3項の更新の登録を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第4項の規定の適用を受ける者であって、その者が受けた更新の登録に係る同条第5項の規定による有効期間の起算日が平成29年4月1日以前であるものを含む。）であって、この条例の施行の日において引き続きその登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、この条例の施行の日からその登録の有効期間の満了の日までの間、この条例による改正後の柏市浄化槽保守点検業者登録条例第9条第4項の規定は、適用しない。

附 則（令和7年条例第8号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。